

## 周南市住居表示審議会(夢ヶ丘地区) 会議録

日 時	令和6年3月18日(月)10:00~11:00	場 所	ゆめプラザ熊毛 2階 大会議室
出席者	委員14名、事務局(市)3名		
1	環境生活部長あいさつ		
2	会長及び副会長の選出		
3	審議(諮問及び答申) (1) 字の区域を廃止し、町の区域及び町名を新たに定めることについて		
4	その他(今後のスケジュール)		

《開会》

### 【1】環境生活部長あいさつ

- ・部長あいさつ

### 【事務局より】

- ・委員17名中14名が出席。半数以上の出席により会議の成立を報告

### 【3】会長及び副会長の選出

- ・自薦の候補者なし
- ・事務局案として、会長に徳山工業高等専門学校 土木建築工学科教授の中川明子委員、副会長に山口地方法務局周南支局 支局長の小川龍二委員の提案
- ・賛成多数により事務局案の承認

### 【4】審議(諮問及び答申)

**会長** 事務局より補足説明があればお願いします。

◇事務局 今までの経緯及び諮問内容、住居表示実施基準について補足説明

**会長** 諮問内容についての審議に入ります。ご意見、ご質問がありますか。

**委員** この案の出どころについて、夢ヶ丘自治会から話が上がってきたのか、それとも役所側からなのか、また、住居表示の実施についてスタート時点では、どちらから上がってきたのか、教えてください。

◇事務局 住居表示の実施については、市から自治会に話をさせていただきました。実施案については、住居表示の実施基準等に合わせるとどのような案が考えられるのかという話を自治会からいただいたため、市から自治会に3案をお示ししたものです。もちろん、この中から選んでいただかなければいけないというものではなく、もっと良い案があれば、それを設定委員会の中で決めていただきたいという形でご提案をさせていただきました。

**委員**

自治会内でのアンケートの実施結果について、未回答分を「賛成」票とするということについて、それがなければ「反対」が多かったわけで、このやり方は少し乱暴というか、前提条件がどうなのかなと思います。反対意見としては、どんな意見があったのでしょうか。なぜ、住所を変える必要があるのか、住所を変えることの住民側にとってのメリットは何でしょうか。

**◇事務局**

団地ができ上がってから30年近い年月が経過している中で、なぜ今住所を変える必要があるのか、これはどこの自治会でも同様のご意見を頂戴します。また、住所を変更することで発生する手続きについて、市で職権で変更できるもの以外に、例えばマイナンバーカードの変更のために役所に来ていただく必要があったり、不動産登記簿の所有者の住所変更は申出がないと変更できない、免許証や車検証の書き換えなど、様々な変更手続きの労力を払ってまで住所を変えることのメリットは何かという質問を一番多く受けます。

**委員**

私もそれが一番気になるところですが、それでも夢ヶ丘という町名に住所を変える理由は何か、根本的なところを教えてください。

**◇事務局**

現在の住所表記は「大字呼坂1006番地」または「大字呼坂11006番地」ですが、ご存じのとおり、「大字呼坂」はとても広く、新たに町名を設定すれば、住所がわかりやすくなるということが一つです。土地の地番を使った従来の住所表記は、土地の分合筆により、整然と番号が並ばないということが生じてしまいます。

一方、住居表示の場合は、それぞれの街区で番号が決まり、各家に番号が付けられるため、町名と何番何号がわかれれば、どこの場所の家か特定できる、これが住居表示の大きなメリットです。

もともと、住居表示の制度ができたのは、土地の地番を住所としていたところ、土地の取引が盛んになり、地番号が整然と並びにくくなり、住所自体がわかりづらくなつたということで、昭和37年、新たな住居表示に関する法律ができ、家ごとに番号をふるという新しい住所表記の仕方が設けられた次第です。

市としては、住居表示による住所の表記とすることで、わかりやすく、例えば救急車が容易にたどり着けるといったメリットがあるため、住居表示の実施について、各地区でご説明をさせていただいているところです。

一方で手続き的なデメリットについても説明した上で、最終的には、地区的皆様のご賛同が得られれば実施するという方針で進めているところです。

**委員**

私もまったく同意見で、呼坂は広すぎますよね。私も大字呼坂の住民ですが、まったくどこかわからない、是非、住居表示を実施していただきたい、前向きに検討してほしいです。

**委員**

私も5、6年前に、夢ヶ丘のある家を探しに行ったところ、番地が順番に並んでいなくて結局見つからず、近くの家の人に聞いてやっと見つけたという経験があり、地番だけではわからないことがありますので、整然と並べてもらった方が家を探しやすくなつて良いと思いますので、賛成です。

**委員**

私も同じ意見で、Googleで検索しても、同じところばかり表示されて困るので、ぜひ進めていただきたいと思っています。

**会長**

委員の皆さんから他にご意見はありませんか？

私からも、質問2点よろしいでしょうか？

まずは、先ほどの事務局からの経緯の説明で、令和5年7月に行われたアンケートでは、予め未回答分は「賛成」票として集計するということでしたが、令和5年10月7日に行われたアンケートについて、「未回答」の取扱い方法はいかがされたのでしょうか？

2点目は、町名を「夢ヶ丘」としたのは、団地名からとられたのかと思いますが、「夢ヶ丘」の名称は誰が付けたものかわかれれば教えてください。

**委員**

令和5年10月のときも、「未回答」は設定委員会に一任するということで、「賛成」として取り扱っています。通常、自治会で何か意見を決めるときも、未回答は会長等に一任という形を取ってますので、同様のやり方にしています。

**会長**

令和5年10月のアンケートも、「未回答」を「賛成」と取り扱われているということで間違いないでしょうか。その旨追記してもらえたたらと思います。

**◇事務局**

承知ました。

「夢ヶ丘」の名称は、小字名の「夢ヶ丘」を取って夢ヶ丘団地なのかなと、詳細の出どころはわからないのですが、土地の名称を調べていたところ、団地だけでなく、その周辺も「大字呼坂字夢ヶ丘」という場所がありましたので、その説が有力かと思います。

**委員**

「夢ヶ丘」の名称は、団地の開発業者が土地を合筆して分筆されたときに、付けられたのではないかと思います。もともと「夢ヶ丘」という小字はなかったと思います。

**会長**

いずれにしても、何十年来慣れ親しんだ町名であれば、全く問題ないのではないかと思います。

**◇事務局**

先ほどの住所表記の件で、追加説明です。

「夢ヶ丘」地区の現在の住所の地番は「11006番地」、それ以前は「1006番地」でした。平成30年頃、土地の山地番を廃止するため、周南市内の山地番には、一律頭に1万をつける形で、地番が変更されております。

この地番変更以降に住所を定められた場合は、住所は「大字呼坂11006番地の〇〇」で、それ以前に住所を定められた場合は、「大字呼坂1006番地の〇〇」となっています。

山地番の更正を行った際に、住所についても変更すべきではないかという議論がありましたが、住所を変更すると、住居表示同様に、さまざまな手続きが必要となってしまいます。周南市には、山地番に住所を置いておられる方が多くおられ、一度に住所変更するということが物理的に難しく、最終的には市長協議を経て、土地の更正以前に住所を置かれた方は「1006番地」のまま、更正以降の方は「11006番地」としました。

ただし、「1006番地」の方で、土地の地番に住所を合わせたいとのご希望があれば、申出を受けて、住所を変更するという方針にしました。

その結果、同地区内で、住所の地番が「1006番地」と「11006番地」が混在しており、経緯を知らない方が見れば、まったく違う場所と思われる状況となっています。

この点においても、住居表示の実施を提案する根拠となっています。

**副会長**

法務局から補足させてください。

もともと土地の地番は明治時代に付けていますが、山口県の場合、耕地番と山地番の2種類があり、同じ大字で「耕地番の1000番」と「山地番の1000番」とが存在しており、紛らわしかった。コンピュータで管理する場合に、小字名で違いをつけるというのが非常に難しいため、山地番については、一律1万を足した地番に変更し、山地番の解消作業を行い、現在は完了しております。

「夢ヶ丘」については、もともと山地番だったため、土地については一律1万を足した地番に変更し、住所については事務局の説明のとおりです。

また、「夢ヶ丘」という名称について、明治時代に地番を付けたときに「夢ヶ丘」という小字が存在していたかはわからないのですが、小字名は分合筆しても変わることはないので、当初から小字でなかったのであれば、いつかの時点で入ってきた名称かなと思います。

**会長**

ありがとうございました。他にご意見ありませんか？それでは、他に意見がなければ、とりまとめに移りたいと思います。

**(採決)****会長**

諮問内容について、適当であると思われる方は挙手をお願いします。

委員全員が挙手

**会長**

皆様の挙手を確認しました。賛成多数ですので、当審議会は、「夢ヶ丘地区住居表示の実施について」、諮問の内容で実施することを、適当であると認めることに決しました。

これより、答申書(案)を読み上げます。

令和6年3月18日

周南市長 藤井律子様

周南市住居表示審議会  
会長 中川明子

**夢ヶ丘地区住居表示の実施について(答申)**

令和6年3月18日付け周市民第930号で諮問のありました夢ヶ丘地区住居表示の実施については、令和6年3月18日開催の周南市住居表示審議会において審議した結果、諮問の内容で実施することを適当と認めます。

この答申書でよろしいでしょうか。これにより、市長に答申したいと思います。

本日の議事すべて終了しましたので、進行を事務局に返します。

**【5】その他****△事務局**

今後のスケジュールについて説明

・住居表示実施案の告示・議案上程

それでは、これをもちまして、周南市住居表示審議会を閉会いたします。

**委員**

表示板の設置については、すべて市の負担でもらえるのか？

団地内によく設置されている地図についてはどうか？

**△事務局**

表示板については、全額市の負担で作成し、委託業者が各家庭に設置させていただくことになると思います。地図については、市が作成するということはありませんが、街区表示板といって、町名と街区のみ表示した大きい縦長の表示板についても、市で設置いたします。

《閉会》

周南市住居表示審議会(夢ヶ丘地区) 出席者

■ 委員

	氏名	団体	備考
1	中川 明子	徳山工業高等専門学校 土木建築工学科教授	会長
2	小川 龍二	山口地方法務局周南支局 支局長	副会長
3	小林 和正	日本郵便株式会社徳山郵便局 郵便部長	
4	片山 秀則	熊毛町商工会 会長	
5	新原 繁	勝間地区自治会連合会 会長	
6	内山 和美	勝間コミュニティ推進協議会 会長	
7	水長 照雄	夢ヶ丘地区住居表示町界町名設定委員会 会長	
8	福島 弘二	夢ヶ丘一丁目自治会 会長	
9	中野 宣行	夢ヶ丘二丁目自治会 会長	
10	赤瀬 進二	夢ヶ丘五丁目自治会 会長	
11	中尾 俊保	財政部課税課 課長補佐	
12	村林 康彦	教育部学校教育課 主幹	
13	松崎 靖尚	熊毛総合支所 地域政策課 課長補佐	
14	青木 和裕	熊毛総合支所 市民福祉課 課長	

■ 事務局

河本 浩	境生活部長
中田 憲利	市民課長
國廣 陽子	市民課